高萩・北茨城広域事務組合職員の定年等に関する条例

昭和60年3月9日 条例第2号 改正 平成13年3月7日条例第1号 令和元年10月9日条例第33号 令和5年3月24日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の5第1項、 第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7の 規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定年等)

第2条 職員の定年等に関しては、北茨城市職員の定年等に関する条例(昭和59年北茨 城市条例第1号)の例による。

付 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

付 則(平成13年条例第1号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。